

**丹波市農業委員会
農地利用最適化推進委員募集要項**

丹波市農業委員会では、令和8年6月30日の現農地利用最適化推進委員の任期満了に伴い、以下のとおり農地利用最適化推進委員を募集します。

1. 募集人数及び担当地区

25人（各地区に1人）

地区名	人数	地区名	人数	地区名	人数	地区名	人数
柏原	1	佐治	1	国領	1	前山	1
新井	1	芦田	1	船城	1	吉見	1
中央	1	神楽	1	上久下	1	鴨庄	1
生郷	1	遠阪	1	久下	1	美和	1
葛野	1	黒井	1	小川	1		
沼貫	1	春日部	1	和田	1		
幸世	1	大路	1	竹田	1		

2. 任期

令和8年7月1日から令和11年6月30日まで（3年間）

3. 身分

丹波市特別職に属する非常勤の職員

4. 報酬の額

月額 31,000円（報酬の額から源泉徴収税額を差し引いた額が支給されま
す。）

5. 主な業務

担当地区において農業委員と連携し、主に下記の活動に従事します。

- (1) 毎月1回程度の会議等への出席（現地活動は随時）
- (2) 農業委員と連携し、農地等の利用の最適化の推進
 - ①地域計画の策定・変更に取り組むための地域の農業者等の話し合いの推進
 - ②農地の出し手・受け手へのアプローチを通じた農地利用の集積・集約化の推進
 - ③遊休農地の発生防止と解消の推進
- (3) 農地パトロール（農地利用状況調査）
- (4) 農業者の意向確認などの調査活動

(5) 研修会等の自己研さん

6. 応募資格

被推薦人（推薦を受ける者）及び応募者は、農地等の利用の最適化（担い手への農地利用の集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消、新規参入の促進）の推進に熱意と識見を有する方です。

ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、応募できません。

- (1) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- (2) 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- (3) 法律上、推進委員と兼務を禁止されている職にある者
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定する暴力団若しくは暴力団員又はこれらと密接な関係を有する者

7. 募集期間

令和7年10月6日（月）から令和7年11月7日（金）まで

※募集人数に満たない場合等は、期間を延長することがあります。

8. 推薦及び応募方法

- (1) 個人または団体等からの推薦
- (2) 個人による応募（自薦）

9. 推薦及び応募書類の提出方法

市役所春日庁舎農業委員会事務局もしくは各支所の窓口で申込書を受け取るか、丹波市ホームページより以下の申込書をダウンロードし、必要事項を記入のうえ、募集期間内（土・日・祝日を除く）の午前8時30分から午後5時15分までに下記の提出先まで提出してください。

提出書類

- (1) 推薦の場合・・・（様式第1号）丹波市農地利用最適化推進委員推薦申込書
- (2) 応募の場合・・・（様式第2号）丹波市農地利用最適化推進委員応募申込書

提出先

丹波市役所 春日庁舎 4階 農業委員会事務局
本庁舎（氷上庁舎）1階 氷上支所
柏原支所、青垣支所、山南支所、市島支所

10. 選考方法

丹波市農業委員会において、募集要件を満たしているかなどについて選考を行います。

11. その他

(1) 農業委員と農地利用最適化推進委員に同時に推薦、応募することはできませんが、兼任はできません。(ただし、連携協力して活動します。)

(2) 被推薦人及び応募者に係る次の事項について、関係機関等に確認を行います。

- ①推薦・応募資格に関する事項
- ②農地法に関する法令違反等の有無
- ③農業経営の状況等

12. 公表

推薦・応募された内容は、一部箇所を除き募集期間中及び募集終了後に丹波市ホームページ等にて公表しますので、あらかじめご了承ください。

(公表内容：推薦者名、応募者名、職業、年齢、経歴、農業経営規模、推薦・応募理由等)

なお、選考結果に関する問い合わせ、異議申し立てについては一切受け付けできません。

13. 問合せ先

丹波市農業委員会事務局

〒669-4192 丹波市春日町黒井 811 番地 (丹波市役所春日庁舎)

電話 0795-74-1504

(土・日・祝日を除く毎日午前8時30分から午後5時15分まで)